

協定内容の詳細について

1 災害発生時の連携・情報提供

- (1) 災害時、日本郵便株式会社信越支社（以下「日本郵便」という。）は、郵便窓口営業状況や郵便物取扱い状況などの重要な情報を株式会社新潟放送（以下「新潟放送」という。）へ、電話などの通信手段を使い速やかに提供します。
- (2) 日本郵便は、被害規模や復旧見通し、災害現場の写真・動画データについても、法令と業務に支障のない範囲で可能な限り速やかに提供するよう努めます。
- (3) 新潟放送は、日本郵便から提供された情報を、テレビ・ラジオ・インターネットなど、あらゆるメディアを通じて県民に迅速かつ適切に発信し、災害時の正確な情報伝達を担います。
- (4) 情報発信手段、内容、タイミングなどは新潟放送が自主的に決定し、効果的な情報伝達に貢献します。

2 平常時の防災協力

- (1) 両社は、平常時から相互に防災に関する映像や啓発資料などの資料・データ提供を要請することができ、協議の上、可能な範囲で協力します。
- (2) 県民や郵便局社員向けの防災学習会など、啓発活動の開催時には、講師派遣や災害映像の提供など、必要に応じて両社が相互に協力します。
- (3) 担当者間による定期連絡会を設置し、平常時および災害時の連携強化を継続的に図ります。

3 その他

- (1) 本協定の履行において知り得た機密情報は、厳重に管理し、両社間で守秘義務を徹底します。
- (2) 協定期間は原則1年間ですが、特段の異議がなければ自動的に更新されます。
- (3) その他、協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、誠意をもって相互協議の上、決定します。

今後も、両社は災害発生に備えた連絡体制や情報収集・発信の体制を強化し、県民の安全・安心につながる取り組みを推進します。平常時も防災意識の向上に努め、地域防災の啓発活動に取り組んでまいります。